

令和4年度

業 務 仕 様 書

業 務 名 中央区放置自転車等特別対策業務

札幌市中央区土木部

業務仕様書

業務名 中央区放置自転車等特別対策業務

本業務は「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例」（以下「条例」という。）並びに「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）の規定に基づき、条例で規定する自転車等の放置の防止に関する施策として施行するものである。

本業務は、本仕様書に基づき遂行すること。

また、受託者は本業務従事者に対して、この仕様書の内容を十分に周知し、理解させること。

1 業務の期間・内容・種別

本業務の施行期間は令和4年6月1日から令和5年3月23日までとする。

業務期間の詳細については、別添の「令和4年度 業務施行計画書」のとおりとする。ただし、業務施行区域等の状況等を勘案し、実施に先立って一部日程を変更することもある。

業務内容は、中央区土木部が所管する道路等公共の場所に放置されている自転車等に関し、その利用者等へ自主的移動を指導するとともに、その指導に応じず相当の期間放置されている自転車等に対しては当該箇所から撤去し、自転車等保管所に搬送するものである。

業務の種別については、以下に記す。

ア 指導業務

中央区内の公共交通機関の駅周辺や区内の事業所密集地域などで、定められた駐輪場に駐輪せず、頻繁に自転車等が放置されている箇所など、中央区土木部が指示する業務施行区域（下記3参照）内の放置自転車等に対し、中央区土木部が支給する施行規則様式2（その2）（以下「色付きの注意札」という。）を取付け、自転車等利用者等に自主的な移動を指導する。

なお、11月・12月においては、降雪積雪期到来に伴う路上自転車等駐車場閉鎖に際し、当該駐車場区域内に放置されている自転車等利用者等に自主的な移動を指導する場合もある。

また、例年行われる「さっぽろ雪まつり」の開催に際し、1月後半にはその会場周辺の自転車等利用者等に自主的な移動を指導する。

イ 自転車等撤去業務

上記アの指導業務を行ったにもかかわらず、本市の指導に応じず、相当の期間継続して放置されている自転車等を当該箇所から自転車等保管所に搬送する。

また、「さっぽろ雪まつり」に際し、1月後半頃にその会場周辺にあつて上記アの指導業務を行ったにもかかわらず、本市の指導に応じず、相当の期間継続して放置されている自転車等を、道路等公共の場所から自転車等保管所に搬送する。

2 業務体制等

本業務の業務体制等は以下のとおりとする。

ア 指導業務

指導作業員3名を1班とし、原則として1日作業に従事する。

作業員3名のうち1名は、主として放置されている自転車等の数量調査、中央区土木部が支給する色付きの注意札に業務施行日、当該自転車等が放置されていた住所等の記載、報告書（下記4の報告書様式2）の作成を担当すること。

指導業務については、本市道路監理員は特に必要のある場合を除き、立ち会わない。

イ 自転車等撤去業務

自転車等搬送用トラック（4t平ボディ車）を用いる。

自動車運転手1名、自転車等積込要員3名、交通誘導警備員1名を1班とし、原則として1日作業に従事する。

自転車等積込要員のうち1名は、主として放置自転車等の台数把握、並びに報告書（下記4の報告書様式3）の作成等を担当すること。

撤去自転車等の返還時において、引取者とのトラブルを避けるために、撤去前及び撤去後の自転車等及び告示書（下記5(2)オ参照）の写真を撮影すること。

撤去業務については、原則として本市道路監理員が立ち会うものとする。

3 業務施行区域

本業務の対象区域は中央区土木部所管の道路等公共の場所とする。

業務の施行区域については、別紙図面の4地区とし、各地区についてローテーションを組んで実施する。なお、当該4地区周辺などにおいて撤去が必要な自転車等がある場合、必要に応じて撤去作業等を指示することもある。いずれの場合においても実施に先立って、中央区土木部から指示する。

4 業務に係る届出及び報告

(1)業務完了届

本業務期間中は、各月末日付で業務完了届（様式2）にて業務の完了を速やかに届け出ること。完了届には(2)以下の報告書とそれに付随する資料も提出すること。

(2)放置自転車等特別対策業務実施報告書（月報）（報告書様式1）

各月の指導台数、撤去台数等を記入すること。

作成後は、速やかに、中央区土木部の道路監理員あて提出し、確認を受けること。

(3)放置自転車等特別対策業務指導報告書（日報）（報告書様式2）

業務施行日の指導台数等を記入すること。

作成後は、速やかに、ファクシミリまたは電子メール等にて中央区土木部の道路監理員あて提出し確認を受けること。

確認を受けた報告書を中央区土木部の道路監理員より受領後、月ごとに取りまとめの上、上記4(2)の報告書様式1に添付すること。

(4)放置自転車等特別対策業務撤去報告書（日報）（報告書様式3）

業務施行日の撤去台数等を記入すること。

作成後は、速やかに、ファクシミリまたは電子メール等にて中央区土木部の道路監理員あて提出し確認を受けること。

確認を受けた報告書を中央区土木部の道路監理員より受領後、月ごとに取りまとめの上、上記4(2)の報告書様式1に添付すること。

また、撤去時に撮影した写真については、報告書様式3に付随する資料として、上記4(2)の報告書様式1提出時に、必要に応じて添付すること。

5 注意点等

(1) 指導業務にかかる注意点

- ア 指導業務従事に際しては、自転車等の放置の防止に関する札幌市の責務を果たしていることを念頭に、毅然と作業を進めること。
- イ 道路等公共の場所の区域とそれ以外の土地にまたがって放置されている自転車等の指導の判断については、本市道路監理員の判断を求めること。
- ウ 注意札を取り付ける際に、通行の妨げになっている放置自転車等の整理や並び替えを必要に応じて行うこと。
- エ 明らかに破損して走行できないと判断できる自転車等については、注意札を取付けないこと。

(2) 撤去業務にかかる注意点

- ア 撤去業務に際しては、条例及び施行規則に定める期間を経過した自転車等について、本市道路監理員の指示により撤去を開始するものとする。その際に、対象の放置自転車等に取付けられた注意札に記載された期日に細心の注意を払うこと。特に市街地中心部のような台数の多い地域においては、当該期日が混在するので注意が必要である。
- イ 撤去する自転車等を搬送するトラックに積み込む際、保管所に降ろす際には当該自転車等に傷をつけないよう特に細心の注意を払うこと。
- ウ 撤去する自転車等の搬送先については、所定の保管所とする。ただし、本市道路監理員が特に指示する場合は、この限りではない。
- エ 撤去対象の自転車等がチェーン錠等により道路工作物等固定した施設等にくくり付けられていて、当該自転車等の撤去に支障となるときは、本市道路監理員の指示によりチェーン錠等を切断すること。なお、切断したチェーン等は当該自転車等に結び付けること。
- オ 自転車等を撤去する場合は、当該自転車等の利用者等に対し、撤去した旨の告示をしなければならない。告示方法は、撤去地点の路面上に布テープ等を用いて必要事項を記載した「告示書」を貼付すること。

雨天等で路面上に告示できない場合、必要に応じて、対候性に配慮した告示方法（ラミネート加工等）を施すこと。

なお、街路樹等（街路樹、路傍樹及び北海道自然環境等保全条例第4章の規定により指定された記念保護樹木並びにこれらの樹木の防護柵その他の付属物）に貼付け若しくはひも等でくくりつけることは絶対にしないこと。また、道路の附属物に設置する場合には、道路管理者の承諾を受けること。

告示書についても、写真撮影し、上記4(4)の報告書（報告書様式3）に添付すること。

また、告示書が貼付されてから4日を経過したのちに、告示書及び布テープ等を取り除くこと。

カ 撤去作業にあたっては、交通誘導警備員を配置し、安全に十分留意すること。

キ 業務実施中における事故・トラブル等に対応するべく、緊急連絡体制表（任意様式）を作成し、業務着手後速やかに中央区土木部の道路監理員に提出すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者及び受託者が双方協議のうえ定めるものとする。